



公益財団法人埼玉県スポーツ協会臨時理事会議事録

令和2年5月29日、埼スポ協第152号で羽鳥利明理事が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び本会定款第35条に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号により本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第一号議案 会長・副会長・専務理事の選定について

代表理事	会長	大野元裕
代表理事	副会長	羽鳥利明
業務執行理事	副会長	茂木敬司
業務執行理事	副会長	新井彰
業務執行理事	副会長	水石明彦
業務執行理事	専務理事	河本弘

なお、本会定款第21条第3項により、大野元裕会長と羽鳥利明副会長が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の代表理事とし、代表理事以外の副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

第二号議案 加盟団体名称変更について

2 上記1の事項の提案をした理事の氏名

代表理事 羽鳥利明

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年5月29日

なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 羽鳥利明

